

# 下新川海岸マスタープラン検討委員会

## 委員会規約

### (名称)

第1条 本会は、「下新川海岸マスタープラン検討委員会」(以下「委員会」と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、下新川海岸の海岸事業の実施にあたって、学術的見地及び地域の発展、より良い海岸域の創生、事業の円滑・効率的な実施の観点から、これを提言・助言することを目的とする。

### (委員及び組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員会には委員長を置き、委員長は委員間の互選により選任し、委員会を統括する。

3 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の参加を求めることができる。

### (議事等)

第4条 委員会は、委員の発議を受け、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員長が議長となり議事を整理する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所に置く。

### (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

### (附則)

この規約は、平成18年6月8日から施行する。